

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)

(宛先) ふじみ野市長 宛て

記入例

- 【事項】
- 3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対して給付を求めること。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供すること。
3. 子ども・子育て支援法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給すること。
4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があること。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあること。
6. 認定希望日時で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできないこと。
7. 裏面に記載の【副食費補足給付申請にあたって同意していただく事項】・【入園に同意する事項】に同意し、申請すること。
- 4月の入園式から入園する場合、認定希望日は4月1日となります。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない)学校幼稚園部の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の4第1号に基づき、施設等利用給付に係る認定を申請します。

入園日※1		令和 8年 4月 1日		認定希望日	令和 8年 4月 1日	
ふじみ野市転入日※2		令和 8年 3月 31日				
(保 護 者)	フリガナ	フジミノ タロウ		個人番号(マイナンバー)	記入不要※3	
	氏名	ふじみ野 太郎		現住所	〒 356 - 8501 ふじみ野市福岡1-1-1	
	連絡先 (電話番号)	自 宅	049-***-****	市内転入後の住所 申請時点で現住所が市外の人	〒 -	
		父携帯	090-***-****			
母携帯		090-***-****				
子 ども	フリガナ	フジミノ コタロウ		生年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
	氏名	ふじみ野 小太郎		現住所 申請者と異なる場合のみ記載	〒 -	

※1. 4月の入園式から入園する場合は4月1日、月途中の入園の場合は入園日を記載。
※2. 在園中にふじみ野市に転入された方は、転入日を記載。
※3. 裏面の【副食費免除判定表】に該当する方は別紙個人番号(マイナンバー)提供書の提出が必要となります。

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚園部を記入してください。

フリガナ	フジミンヨウチエン	所在地	〒 *** - ****
施設名	ふじみん幼稚園		ふじみ野市福岡2-2-2
施設の電話番号	049-***-****	入園料	(有)(60,000 円)・無

年度途中で入園施設を変更した方は、変更前に入園していた施設情報をこちらに記入してください。

フリガナ		前入園施設所在地	〒 -
前入園施設名			
前入園施設の電話番号		前入園施設	年 月 日

【法第30条の4第1号を申請する方へ】

本申請書は新1号認定を受けるためのものです。預かり保育事業をご利用するに当たっては、(新2号・新3号認定)を別途ご申請いただく必要があります。申請には受付料がかかります。申請書に提出する必要がある書類を揃えて申請してください。

当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含む提供時間が8時間未満又は ②年間開所日200日未満のいずれかの要件に該当する場合に、他の認可外保育施設を併用いただけます。

引っ越し等で施設を転園した場合は、前に通園していた施設を記入してください。(法第30条の4第2号・第3号)

裏面もありますので、必ずご記入ください

市記入欄

副食費の実費徴収に係る助成費申請

【副食費補足給付申請にあたって同意していただく事項】

1. 決定にあたって必要な範囲内で、保護者及び同じ住所に同居する者の税務情報等の公簿、通園先が有する学齢簿、徴収金台帳等を市が閲覧および調査すること。
2. 申請内容や同意して得た情報を補助金受給資格審査、補助金額の算定、その他の附帯業務のために市が利用すること。
3. 当該補助金の受領に関する権限を利用する幼稚園の運営法人に委託すること。
4. 申請書等に記載した内容や補助決定に関する情報を、副食費の免除を行う際に必要な範囲内で幼稚園に提供すること。
5. ふじみ野市副食費の実費徴収に係る助成事業実施要綱第6条に規定する内容を遵守すること。
6. 副食費免除該当者のみに通知を渡すこと。
7. 確定申告等を行い税額に変更があった場合は、速やかに連絡すること。

以上のことに同意し、ふじみ野市副食費の実費徴収に係る助成事業実施要綱第6条に基づき、副食費の実費徴収に係る助成費の申請をいたします。

※保護者及び同じ住所に同居する者を全員記入して下さい。

申請者 氏名	フリガナ	申請子ども との続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先・不在の理由
1	フジミノ タロウ ふじみ野 太郎	父	大正 昭和 平成 令和 59 年 9 月 20 日	●●商事株式会社 単身赴任で住民票は▲▲市
2	フジミノ ハナコ ふじみ野 花子	母	大正 昭和 平成 令和 62 年 10 月 3 日	主婦
3	フジミノ ソウタロウ ふじみ野 聡太郎	兄	大正 昭和 平成 令和 1 年 8 月 31 日	■■小学校 1年生
4	フジミノ アカネ ふじみ野 茜	妹	大正 昭和 平成 令和 6 年 7 月 3 日	家庭で保育
5	フジミノ サトコ ふじみ野 サト子	祖母	大正 昭和 平成 令和 33 年 4 月 23 日	無職
6			年 月 日	
7			年 月 日	
8			年 月 日	入園年度4月1日時点の状況

申請者及び同居者

保護者については、単身赴任等で別住所に住んでいても必要事項を入力してください。
(例えば、父が単身赴任で県外に住んでいても入力が必要です。)

入園に関する承諾について

【入園にあたって承諾いただく事項】

1. 申請時から退園するまでの間、手続きや制度上で確認の必要がある場合には、入園に関する部署の職員が、認定に関連する資料の調査、閲覧すること。
2. 副食費免除判定表の要件に該当する者は、対応する各種証明書類を市へ提出し免除判定を受けること。また、免除判定に要する書類を提出しない場合には免除判定対象外となり、副食費が免除されないこと。
3. 副食費の免除判定に際し、申請時から退園手続きが完了するまでの間、保護者及び同じ住所に同居する者の市民税に関する情報、世帯に関する情報及び施設の在籍状況に関する情報を職員が閲覧、調査すること。確定申告又は修正申告等をして市民税に関する情報に変更があった場合は速やかに連絡すること。
4. 入所申請に係る書類の内容に虚偽や偽装の記載があった場合は、認定が取り消されること。
5. 家庭状況等の変更があった場合は速やかに変更届を提出すること。

【副食費免除判定表】

要件	ご用意いただく書類
1. 保護者及び同居の方が、入園日が属する年の1月1日にふじみ野市に住民票がない場合 且つ 9月から12月に入園する方	個人番号（マイナンバー）提供書 若しくは入園日が属する年の1月1日時点で住民票があった市区町村で発行した課税（非課税）証明書
2. 保護者及び同居の方が、入園日が属する前の年の1月1日にふじみ野市に住民票がない場合 且つ 1月から8月に入園する方	個人番号（マイナンバー）提供書 若しくは入園日が属する前の年の1月1日時点で住民票があった市区町村で発行した課税（非課税）証明書
3. ひとり親世帯	ひとり親家庭等医療費受給者証の写し 若しくは戸籍謄本
4. 離婚調停中	離婚調停中であることを証明する書類
5. 生活保護を受給している世帯	生活保護受給者証（全体）の写し
6. 保護者が里親である世帯又は小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者	里親委託証明書 その他養育関係にあること証明する書類の写し
7. 兄弟姉妹が企業主導型保育施設・療育施設等に入所した場合	在園証明書（兄弟姉妹の判定用）